

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成23年10月27日(2011.10.27)

【公開番号】特開2009-168201(P2009-168201A)

【公開日】平成21年7月30日(2009.7.30)

【年通号数】公開・登録公報2009-030

【出願番号】特願2008-8848(P2008-8848)

【国際特許分類】

F 16 D 23/14 (2006.01)

F 16 C 23/08 (2006.01)

【F I】

F 16 D 23/14 A

F 16 C 23/08

【手続補正書】

【提出日】平成23年9月8日(2011.9.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

エンジンの出力軸と動力伝達軸とを断続させるクラッチ機構に含まれるクラッチレリーズ軸受において、

前記動力伝達軸に軸方向に摺動可能に支持される樹脂製のスリーブと、内径端部が前記スリーブに埋設され、外径端部側にて前記クラッチ機構のレリーズフォークにより軸方向一方側へ押動されるフランジ部材と、

前記フランジ部材と前記クラッチ機構のダイヤフラムスプリングとの間に位置するよう前記スリーブに保持され、前記スリーブの軸方向一方側への摺動に伴って前記ダイヤフラムスプリングを押圧する軸受部とを備え、

前記スリーブには、軸方向他方側への前記フランジ部材の倒れを規制するため肉厚部が形成され、前記肉厚部には前記フランジ部材の内径端部の外周部及び内周部を覆うように屈曲形成された金属製の補強金具が埋設されていることを特徴とするクラッチレリーズ軸受。

【請求項2】

前記補強金具は、前記肉厚部内の端部が前記スリーブの径方向外向きに屈曲形成されている請求項1に記載のクラッチレリーズ軸受。

【請求項3】

前記補強金具は、前記スリーブの成形時に該スリーブを構成する樹脂の流入を許容する貫通孔を備える請求項1または2に記載のクラッチレリーズ軸受。

【請求項4】

前記補強金具は、前記軸受部の軸心を前記動力伝達軸の軸心に対して自動調心するための調心ばねを前記軸受部とで支持するカバーの内径端部で形成されている請求項1ないし3のいずれか1項に記載のクラッチレリーズ軸受。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【0007】

上記課題を解決するために、本発明は、エンジンの出力軸と動力伝達軸とを断続させるクラッチ機構に含まれるクラッチレリーズ軸受において、動力伝達軸に軸方向に摺動可能に支持される樹脂製のスリーブと、内径端部がスリーブに埋設され、外径端部側にてクラッチ機構のレリーズフォークにより軸方向一方側へ押動されるフランジ部材と、フランジ部材とクラッチ機構のダイヤフラムスプリングとの間に位置するようスリーブに保持され、スリーブの軸方向一方側への摺動に伴ってダイヤフラムスプリングを押圧する軸受部とを備え、スリーブには、軸方向他方側へのフランジ部材の倒れを規制するための肉厚部が形成され、肉厚部にはフランジ部材の内径端部の外周部及び内周部を覆うように屈曲形成された金属製の補強金具が埋設されていることを特徴とする。